

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和八年五月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和八年五月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社岡島電設工業

奈良市三条大路二丁目二番五四号 TMOビル一〇一号室

代表取締役 岡島祐紀

奈良県知事許可（般・特―三）第一七〇七三号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係るもの

注 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいいます。

2 期間

令和八年五月二十二日から同月二十八日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社岡島電設工業は、京都府木津川市内の建築工事において、元請負人が建築工事業に関する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、下請負人として、当該元請負人との間で建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上で建設工事の請負契約を締結しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第七号に該当します。